

愛知県障害者施策審議会運営要領改正について

愛知県障害者施策審議会運営要領は、愛知県障害者施策審議会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症防止のため、旧委員（任期：平成30年7月1日～令和2年6月30日）に意見照会し、委員の皆様の御意見を踏まえ、令和2年7月1日に改正いたしました。

愛知県障害者施策審議会運営要領の一部改正新旧対照表（該当箇所のみ）

新	旧
<p>(審議会)</p> <p>第2条</p> <p><u>3 会長は、施策実施にあたり緊急の必要性があり、審議会を招集したうえで委員から意見を聴取する時間的猶予がない場合、その他審議会を招集することができないやむを得ない事由のある場合には、議事内容及び関係資料を予め全委員に周知し、委員からの意見を集約し、同意見を反映した内容に対して書面による議決を採ることで、審議会の審議に代えることができる。書面議決の結果は遅滞なく全委員に書面にて通知する。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、条例第4条の規定を準用する。但し、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が、これに署名するものとする。なお、書面による議決の場合においても、会議録を作成するものとする。</u></p> <p><u>6 会議録の保存年限は5年間とする。</u></p> <p><u>7 審議会の事務は、福祉局福祉部障害福祉課において処理する。</u></p>	<p>(審議会)</p> <p>第2条</p> <p>3 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が、これに署名するものとする。</p> <p>4 会議録の保存年限は5年間とする。</p> <p>5 審議会の事務は、福祉局福祉部障害福祉課において処理する。</p>